

江 東 区 公 報

3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(16) …………… 15

◎区 議 会

区議会議決事項 …………… 16

（令和 8 年第 1 回定例会）

目 次

◎規 則

江東区子どもの医療費の助成に関する条例	
施行規則の一部を改正する規則(4) ……………	2
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正	
する規則の一部を改正する規則(5) ……………	3
江東区職員の職名に関する規則の一部を改	
正する規則(6) ……………	4
江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁	
償に関する条例施行規則の一部を改正する	
規則(7) ……………	4
江東区職員の期末手当に関する規則の一部	
を改正する規則(8) ……………	4
江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部	
を改正する規則(9) ……………	4

◎規 則（教）

江東区教育委員会の権限に属する訴訟等の	
遂行に係る事務の委任に関する規則(11) ……………	5
江東区教育センター条例施行規則の一部を	
改正する規則(12) ……………	5

◎告 示

保管自転車の処分について（令和 8 年 1 月	
下期）(48) ……………	13
第 1 回区議会定例会の招集について(55) ……………	13
保管自転車の処分について（令和 8 年 2 月	
上期）(67) ……………	13
指定避難所の指定について(76) ……………	14
指定地域密着型サービス事業者の指定につ	
いて(79) ……………	14
指定地域密着型サービス事業者の廃止につ	
いて(80) ……………	14
保管自転車の処分について（令和 8 年 2 月	
下期）(82) ……………	14

◎告 示（教）

令和 8 年第 1 回江東区教育委員会臨時会の	
招集(3) ……………	15

◎告 示（選）

江東区選挙管理委員会委員長の就任(15) ……………	15
選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数、	

規	則
---	---

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 2 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 号

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成 4 年 1 2 月江東区規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

医療証交付申請書兼現況届 乳 子 青

江東区長 殿

次のとおり申請又は届出するとともに、医療証の交付及び更新に係る審査のため、受給資格に関わる情報を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認することに同意します。

請求者	保護者住所	江東区										丁目	番	号	電話	— —					
	フリガナ															保護者 生年月日					
	保護者氏名															年 月 日					
	子どもとの続柄	1 父		2 母		3 他（ ）		配偶者の有無	有 ・ 無												
	保護者 個人番号																				
	フリガナ															配偶者 生年月日					
	配偶者氏名															年 月 日					
	配偶者住所	住所：同 ・ 別 （ ）																			
	配偶者 個人番号																				
	子ども	フリガナ															続柄	生 年 月 日	同居別居	監護の有無	生計
氏 名																					
1																	年 月 日	同・別	有・無	同・維持	乳 ・ 子 ・ 青
		個 人 番 号																			
2																	年 月 日	同・別	有・無	同・維持	乳 ・ 子 ・ 青
		個 人 番 号																			
3																	年 月 日	同・別	有・無	同・維持	乳 ・ 子 ・ 青
		個 人 番 号																			
4																	年 月 日	同・別	有・無	同・維持	乳 ・ 子 ・ 青
		個 人 番 号																			
子どもの加入健康保険		種 類	1 国保 2 国保組合 3 共済 4 その他社会保険																		
		被保険者氏 名											子どもとの続柄	1 父 2 母 3 他（ ）							

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前

の江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の別記第 1 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 2 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 (令和 7 年 1 2 月江東区規則第 9 4 号) の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 4 当分の間、第 6 号の 1 3 様式による特別徴収票については、第 5 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、区長に提出することを要しない。
- 5 前項の規定は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき退職手当等について適用し、同日前に支払うべき退職手当等については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 2 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 6 号

江東区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の職名に関する規則 (昭和 4 6 年 4 月江東区規則第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

別表中「一般技能 作業Ⅰ」を「土木作業」に、「環境技能 作業Ⅱ」を「施設作業」に、「自動車運転Ⅱ」を「清掃車運転」に、「自動車整備」を「清掃車整備」に、「作業Ⅲ」を「清掃作業」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 2 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 7 号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 (令和 2 年 3 月江東区規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「とし、第 6 号に掲げる期間にあつては 3 分の 1 日」を削り、同項第 6 号を削り、同項中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同条第 3 項中「又は部分休業により勤務しない時間 (第 2 4 条において「部分休業等により勤務しない時間」という。)」を削る。

第 2 3 条の 2 第 1 項第 6 号中「部分休業」を「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業 (以下「部分休業」という。)」に改め、同条第 4 項中「又は部分休業」を「、部分休業又は病気休暇」に改める。

第 2 4 条中「部分休業等により勤務しない」を「私事欠勤等の取扱いを受けた」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 2 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 8 号

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の期末手当に関する規則 (昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「から第 1 2 号まで」を削り、同項第 1 1 号及び第 1 2 号を削り、同項中第 1 3 号を第 1 1 号とし、第 1 4 号を第 1 2 号とし、同条第 5 項中「、修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第 1 6 条の 3 に規定する子育て部分休暇」を「又は修学部分休業」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 2 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年3月江東区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の95」を「100分の93.75」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分58.75」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

第3条の2第6項中「又は育児部分休業」を「育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇」に、「介護休暇により」を「介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規 則 （ 教 ）

江東区教育委員会の権限に属する訴訟等の遂行に係る事務の委任に関する規則を公布する。

令和8年3月5日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第1号

江東区教育委員会の権限に属する訴訟等の遂行に係る事務の委任に関する規則

（委任事項）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する訴訟及び和解（以下「訴訟等」という。）の遂行に係る事務は、江東区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

（委任事項の報告）

第2条 教育長は、教育委員会から前条の規定により委任された訴訟等の遂行に係る事務の管理、執行の状況その他教育委員会が必要と認める事項に係る報告を求められたときは、教育委員会に対し当該報告をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月5日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第2号

江東区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

江東区教育センター条例施行規則（昭和49年2月江東区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号に定めるとおり」を「に掲げるもの」に改め、同条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第8号までを3号ずつ繰り上げ、同条第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「充実と」を「充実及び」に改め、同号を同条第6号とする。

第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、研修室については、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第 2 号ア中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加える。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条の見出し中「等」を削り、同条中「取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した」を「取り消した」に、「使用取消等通知書（別記第 5 号様式）」を「江東区教育センター使用取消通知書（別記第 6 号様式）」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第 3 号中「前 2 号」の次に「に掲げるもの」を加え、「申し出で」を「申し出て」に改め、同条第 2 項中「使用料還付請求書（別記第 4 号様式）」を「江東区教育センター使用料還付請求書（別記第 5 号様式）」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条中「第 5 条」を「第 6 条」に、「使用料減額免除申請書（別記第 3 号様式）」を「江東区教育センター使用料減額免除申請書（別記第 4 号様式）」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 2 項中「の承認をしたときは、使用承認書（別記第 2 号様式）」を「を承認し、その使用料が納入されたときは、江東区教育センター使用承認書（別記第 3 号様式。以下「使用承認書」という。）」に、同条第 3 項中「提出」を「提示」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「使用申請書（別記第 1 号様式）」を江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）を「江東区教育センター使用申請書（別記第 2 号様式）」を教育委員会に改め、同条第 3 項中「使用申請の」を「教育センターの窓口における」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者登録）

第 5 条 条例第 4 条第 1 号又は第 2 号の規定により教育センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ江東区教育センター公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により、江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ利用者登録申請を行い、その承認を得なければならない。

2 条例第 4 条第 2 号の規定により教育センター

の施設を使用しようとする者は、利用者登録申請を行う際に、教育委員会が指定する方法により、教育委員会が特に必要と認める事業に該当することを確認できる書類を提示しなければならない。

3 教育委員会は、第 1 項の規定により利用者登録を承認したときは、江東区教育センター公共施設予約システム利用者登録通知書（別記第 1 号様式）を利用者登録申請をした者に交付する。

4 前項の規定により江東区教育センター公共施設予約システム利用者登録通知書の交付を受けた者は、利用者登録の内容に変更があったときは、予約システムにより、利用者登録の内容を変更しなければならない。

別記第 1 号様式から別記第 5 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

江東区教育センター公共施設予約システム

利用者登録通知書

年 月 日

様

江東区教育委員会

次のとおり、江東区教育センター公共施設予約システムの利用者として登録しました。

1 利用者 I D 等

利用者 I D (登録番号)	
パスワード	

※ 予約システム利用の際は、必ず「利用者 I D」及び「パスワード」が必要となります。
また、窓口、電話等での施設予約に関するお問合せの際にも、「利用者 I D」をお知らせください。

2 登録年月日

3 パスワードについて

本通知書のパスワードは、仮パスワードです。必ず本人によるパスワードの変更を行ってください。
パソコンから次の URL にアクセスしてパスワード変更を行うことができます。

上記 URL にアクセスすると、利用者画面のトップページに入ります。

画面右上のログインボタンから入った画面で、利用者 I D 及び仮パスワードを入力し、「仮パスワード
変更」画面にてパスワードを変更してください。

別記第 2 号様式 (第 6 条関係)

江東区教育センター使用申請書

申請番号				年 月 日
江東区教育委員会 様				
申 請 者 住 所 〒				
氏名又は団体の名称				
代表者氏名				
電 話				
F A X				
教育センターの使用を、次のとおり申請します。				
催事区分				
催事詳細				
使用内容				
使用年月日	使用時間	施設名	使用目的	基本料
			使用予定人数	
				円
			人	
			人	
対象者			基本料合計	円
			加算額	円
還付			減額	円
			使用料	円

別記第 3 号様式（第 7 条関係）

江東区教育センター使用承認書

申請番号				年 月 日
申 請 者 住 所 〒 氏名又は団体の名称 様 代表者氏名 電 話 F A X 江東区教育委員会 教育センターの使用を、次のとおり承認します。				
催事区分				
催事詳細				
使用内容				
使用年月日	使用時間	施設名	使用目的	基本料
			使用予定人数	
			人	円
対象者				基本料合計 円
				加算額 円
還付				減額 円
				使用料 円

別記第 4 号様式 (第 9 条関係)

江東区教育センター使用料減額免除申請書

申請番号						年 月 日
江東区教育委員会 様						
申 請 者 住 所 〒						
氏名又は団体の名称						
代表者氏名						
電 話						
教育センターの使用料の減額・免除を、次のとおり申請します。						
使用年月日	使用時間	施設名	減免	基本料	減免額 (減免率)	
						円
申請理由			基本料合計	円		
			減免額合計	円		
			減額	円		
			加算額	円		
			使用料	円		

別記第 5 号様式（第 10 条関係）

江東区教育センター使用料還付請求書

申請番号					年 月 日
江東区教育委員会 様					
申 請 者 住 所 〒					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電 話					
教育センターの使用料の還付を、次のとおり請求します。					
使用年月日	使用時間	施設名	請求理由	過払額	
				円	
還付請求の理由					
使用許可年月日		還付請求額	円		

別記第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 6 号様式 (第 1 1 条関係)

江東区教育センター使用取消通知書

申請番号					年 月 日
申 請 者 住 所 〒 氏名又は団体の名称.....様 代表者氏名..... 電 話..... 江東区教育委員会 年 月 日付 第 号で承認された教育センターの使用料の取消について、次のとおり通知します。					
使用年月日	使用時間	施設名	使用目的	使用料 キャンセル料	
					円
					円
取消理由			使用料合計		円
			キャンセル料合計		円
			既納額		円
			追徴額		円
			還付額		円
取消日：					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区教育センター条例施行規則の別記様式

による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告

示

◎江東区告示第48号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和8年2月6日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第55号

下記事件につき、令和8年第1回江東区議会定例会を2月19日に招集する。

令和8年2月12日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 令和7年度江東区一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和7年度江東区国民健康保険会計補正予算（第1号）
- 3 令和7年度江東区介護保険会計補正予算（第1号）
- 4 令和7年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
- 5 令和8年度江東区一般会計予算
- 6 令和8年度江東区国民健康保険会計予算
- 7 令和8年度江東区介護保険会計予算
- 8 令和8年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 9 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
- 10 砂潮橋改修工事請負契約
- 11 議決を得た契約の契約変更について（江東区南砂第三保育園改修工事請負契約）
- 12 議決を得た契約の契約変更について（江東区立小名木川小学校改築工事請負契約）
- 13 江東区行政手続条例の一部を改正する条例
- 14 江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 15 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 16 江東区公告式条例等の一部を改正する条例

- 17 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 18 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 19 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 20 江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 21 江東区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 22 江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
- 23 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 24 江東区江東公会堂条例の一部を改正する条例
- 25 江東区特別区税条例の一部を改正する条例
- 26 江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例
- 27 江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 28 江東区営住宅条例の一部を改正する条例
- 29 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 30 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 31 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 32 江東区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 33 江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例

◎江東区告示第67号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和8年2月20日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 7 6 号

災害対策基本法 (昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)
第 4 9 条の 7 第 1 項の規定に基づく指定避難所を
下記のとおり指定した。

令和 8 年 3 月 2 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 新たに指定をする指定避難所**(1) 施設名及び施設種別**

亀戸子ども家庭支援センター (公共施設)

(2) 住所

江東区亀戸六丁目 3 1 番 2 6 号

◎江東区告示第 7 9 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により指
定地域密着型サービス事業者を指定したので、同
法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり
告示する。

令和 8 年 3 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 介護保険事業所番号

1 3 9 0 8 0 0 7 5 1

2 事業所の名称及び所在地

アウケアホーム江東大島・定期巡回

江東区大島 1 - 3 3 - 1 4 秋山ビル 3 0 2

3 事業者の名称、所在地及び代表者

スリーエス株式会社

千代田区飯田橋 3 - 1 - 8 黒崎ビル 2 0 1

代表取締役 千田 桂太郎

4 指定年月日

令和 8 年 3 月 1 日

5 サービスの種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎江東区告示第 8 0 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指
定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届
出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基
づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 介護保険事業所番号

1 2 7 6 6 0 0 0 9 3

2 事業所の名称及び所在地

プラチナホーム一宮なのはな

千葉県長生郡一宮町船頭給 2 4 9 - 1

3 事業者の名称、所在地及び代表者

株式会社レイクス 2 1

東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

代表取締役 宮沢 隆之

4 廃止年月日

令和 7 年 8 月 1 3 日

5 サービスの種類

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

◎江東区告示第 8 2 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整
備に関する条例 (昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第
2 8 号) 第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規
定により保管した自転車で利用者等の確認ができ
ないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても
当該自転車を返還することができない場合は、同
条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定に
より、当該自転車を処分する。

令和 8 年 3 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果

[別紙省略]

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 3 号

下記により令和 8 年第 1 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和 8 年 2 月 1 3 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 8 年 2 月 1 6 日（月）
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 報告事項
(1) 令和 8 年度奨学生 採用候補者の予約決定
について ほか
- 4 協議事項
(1) 教育推進プラン・江東（第 3 期）（案）に
ついて ほか

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 5 号

江東区選挙管理委員会委員長に別紙の者が就任した。

令和 8 年 2 月 2 0 日

江東区選挙管理委員会

（別紙）

東京都江東区枝川二丁目 1 番 1 3 - 9 0 1 号

上 野 靖 之

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 4 0 万を超える数の 6 分の 1 の数と 4 0 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 3 月 2 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数
8, 6 6 0
- 2 選挙権を有する者の総数の 4 0 万を超える数の 6 分の 1 の数と 4 0 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
1 3 8, 8 3 4
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
7 2, 1 6 6

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 8 年第 1 回定例会）

2 月 1 9 日から開会した令和 8 年第 1 回江東区
議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 その他の議決事項等

令和 7 年度予算審査特別委員会の設置及び委
員の選任

令和 8 年度予算審査特別委員会の設置及び委
員の選任

(以上 2 月 1 9 日設置及び選任)